日刊

東京都

発 行

●東京都告示第百七号

告

亦

番九十一から

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号。

以下

法

次のと

という。)第四十二条第一項第四号の規定により、

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

次

いて縦覧に供する。

令和四年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

目

○建築基準法による道路の指定………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 …………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課) 域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課 $\stackrel{\smile}{:}$ \equiv 三

○森林法による地域森林計画の変更…………… ……………(産業労働局農林水産部森林課)…

○森林法による地域森林計画………………… 同

同

ㅁ디 끄디

番十六、同番十七番八、同 二十二、同番

○東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則………

Ŧī.

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の $\ddot{:}$

○開発行為に関する工事完了………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… …………(産業労働局商工部地域産業振興課

1

○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……

同

七 六

届出………(生活文化局都民生活部管理法人課

Ŧī.

同同同同同同同

7.

番五十一、 同番五十、 同番四十四、 同番三十八、 三十三地先、 二十三、同番

番五十二、七 同番二、同番二十三、同

同番三十一、 番十二地先、 同番一地先、 六、六番一、 五、同番七十

二、同番七十四、同番七十

二、同番五十

一、同番二十

同

規

○保安林の皆伐面積の限度…………………

ヷ

第一項第四号 法第四十二条 の規定による

月十九日 年和四年 (--)る地番の全

_ _ _ _ 八 . 一六・〇〇 七

米川町四丁目 東村山市久

指定年月日 路の位置指定に係る道 指定に係る道

路の種類

次に掲げ 延長 幅員(単位メ 路の延長及び |トル)

町一丁目一番九地先、諏訪 二十二、同番同番九、同番 丁目四番二十二、同番二地 まで、十三番 ら同番二十六 同番二十三か 二十二地先、 一番八地先、 同番六十、十

同番二地先、四十、九番二、 四地先、同番町二丁目八番 三十八、同番 で、同番九十 同番九十三ま 九、同番百、 七、同番九十 六、同番九十

一番番番番同同同番番同同同番目七七二二番同一十十十十十十十十十十十十十番同番十米 番五五三三番番番一三番番番番五八、番十十十番、七五、四三九四三七八十番六七川東部る 一十十十三二二、十三二二二、番本五三二七十同、、、、七十、番町村 地 、九四四一十十十同四十十十同四町、、二番十同同同同同同同同一四山 番同、、、八七番、、八四三番、二同四同同、十八番番番番番番番番番番面、番、丁市 の 番十同同同同、、三、九同、、、七同丁番十番番同、番八八八七四三三三二番同九同目久 一

番三、同番八十三番二、同 同番六から同二、同番四、 二十七、同番二十三、同番 同番四十七、 同番六、同番 同番三十七、 同番三十六、 同番三十四、 同番三十二、 七、同番三十、 番八まで、同

●東京都告示第百八号

法第四十一条第一項の規定により、 う。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支 る法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい 援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す 次のとおり告示する。

番二十七、同同 八十一、十六

三

同番二十六、 同番二十四、 番九、同番四 十一、二十番 十一、十九番 、同番三、

同番六十七、 まで、二十一 ら同番七十五 同番七十二か 同番六十八、 同番五十三、

同番九、同番 十三、同番十

二十二番一、四、同番十八、

支援法人の名称

般社団法人生涯現役ハウス

支援法人の住所 四号 江戸川区西一之江四丁目八番十

所の所在地支援業務を行う事務 江戸川区西一之江四丁目八番十

令和四年一月二十一日

指定年月日

四

●東京都告示第百九号

とおり告示する。 項において準用する同法第六条第二項の規定により、 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三

次の

第二項の規定により、令和三年東京都告示第千四百一号に

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一

令和四年二月一日

指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (新宿区百人町三 百 合 子

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 丁目地内 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

その化合物並びにふっ素及びその化合物

に適合していなかった特定有害物質の種類

セレン及び

定有害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 鉛及びその化合物

講じられた汚染の除去等の措置

几

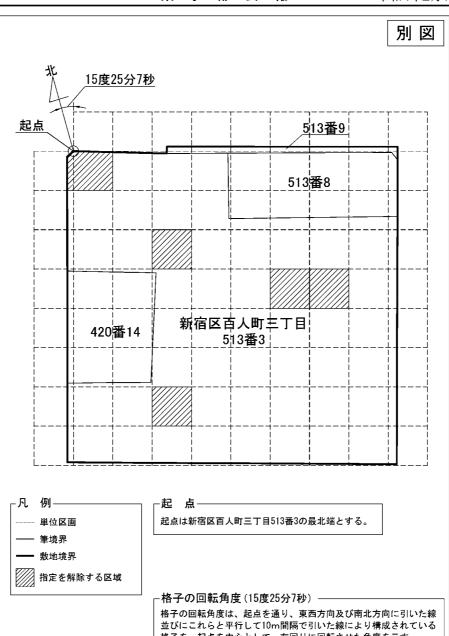
土壌汚染の除去

東京都知事 小

池

百 合 子 令和四年二月一日

3



格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

東京都告示第百十二号

京都小笠原支庁産業課に備え置

東京都三宅支庁産業課、

東京都八丈支庁産業課及び東

東京都大島支庁産業

いて縦覧に供する。

東京都産業労働局農林水産部森林課、

「次のとおり」

は、

省略し、 東京都知事

伊豆諸島地域森林計画書

小

池

百

合

子

できる保安林の皆伐面積の限度を、 0 森林法施行令 一第三項の規定により (昭和二十六年政令第二 令和四年度に伐採することが 次のとおり公表する。 一百七十六号) 第四

森林法

同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和四年二月一

日

項の規定に基づき、

伊豆諸島地域森林計画を定めたので、

課に備え置いて縦覧に供する。 東京都告示第百十一号 産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全 (昭和) 一十六年法律第二百四十九号) 第五条第

「次のとおり」 は、 省略し、 京都知事 多摩地域森林計画書を東

令和四年二月 小 池 百 合 子

生ずるものとする。 なお、 この計画の変更は、

法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。 の規定に基づき、 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 多摩地域森林計画を変更したので、 令和四年四月一日から効力を 第五条第 同

●東京都告示第百十号

森林法

5	令	和4	·年2	月1日		火曜					東	疗	三 者	ß	公	報								(第	175	508	号)
		林	干害防備保安		f 5 オ	呆安木 土砂崩壊防備										保安林土砂流出防備						林	水源涵養保安	保安林の種類			令和四年二月一
八丈島	大島		秋 川	計		秋川	計		八丈島	大島	浅 川	Š		Ħ J	 门	多摩川	計	浅川			秋川		多摩川	区单域位	É 立	東	月日
八丈島八丈町の区	大島町の区域	区域	西多摩郡檜原村の		区域和一位占甲位	多摩邦ヨの出叮のあきる野市及び西		域	八丈島八丈町の区	神津島村の区域	市の区域の田田田	i Î	区域及び同郡檜原村の	西多摩郡日の出町	あきる野市並びこ	郡奥多摩町の区域青梅市及び西多摩	_	八王子市の区域		及び同郡檜原村の西多摩郡日の出町	あきる野市並びに	郡奥多摩町の区域	青梅市及び西多摩	される区域	司一单达:	東京都知事 小 池	
〇· 四 〇	一・八六		〇・七八	〇 五 八		○ · 五八	一六〇・三四		八一・五四	○ 五 ○	五・バナ			- - - - - - - -	一三・八八	四八・五六	〇〇一・三七	八一・八六			二七二・七四		六四六・七七	ヘク	皆伐面積の限	百合子	
この規則は、	附則	る。	第十五条第一項第四号中	規則第四号)	東京都教育財産管理規則	則	東京都	◉東京都教育委員会規則第一号		令和四年二月一日	る。 1 1 1 1 1 1 1 1 1	東京都教育材産管理規則									保健保安林		林落石防山伊安	をごうり こまぐ			
			一項第四	の一部を次の	財産管理		東京都教育財産管理規則	委員会規:		二月 日	j Ž	才産管理	規		計	浅川			秋川		多摩川	計	秒 川	と 計	諸島	小笠原	
公布の日から施行する。			号中「生徒」を「児童生徒」に改め	次のように改正する。	規則(昭和四十年東京都教育委員会		管理規則の一部を改正する規	則第一号	東京都教育委		-	規則の一部を攻圧する規則を公布す	則(教)			市の区域 八王子市及び町田	区域	及び同郡檜原村の西郷倉田	西多季郡日の出丁あきる野市並びに	郡奥多摩町の区域	青梅市及び西多摩		の区域の区域	₿ 		小笠原村の区域	域
			生徒」に改め		 称 有 委 員 会		う え 規		員会		プ リ オラース	鬼則を公布す			四三・八四	六・五八			二〇・八八		一六・三八	0.011	· - -	八二・七八		七九・七四	
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一	開発行為に関する工事の完了について		町田市根岸町千七番地四	三 主たる事務所の所在地	上谷 麻紀	二 代表者の氏名	特定非営利活動法人RDA Japan	一 名称		中野区中野一丁目六十二番十号	三 主たる事務所の所在地	三木 由香里	二 代表者の氏名	特定非営利活動法人東京ニミュニティズクール		東京都知事 小 池 百合子	令和四年二月一日	十二条の三の規定により、次のとおり公告する。	に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二	で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行	条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三	更の届出について	認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変	を	

(第1	7508	号)							東	京	都	公公	* ‡	X		,	令和4	4年2	2月1日	(火曜	日)	6
二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十七番十号	一 店舗名 武蔵野館ビル すら者矢事・パーパー 百 名 子	h b	に到着するよう提出してください。	局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	添えて、令和四年二月一日から四月以内に東京都産業労働	記載した	団体名及びその代表者の氏名)□住所(□体名及びその代表者の氏名)□住所(□	とする者は、意見の内容を記載した書面に「一夭名(団体」なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に	代表取締役 吉村 隆二 南部産事材式会社	番一、同番一地先及び同番二 番地	あき	近所及び氏名町を受けた者	東京都多摩建築指導事務所長	令和四年二月一日	完了した。
九	八	七		六	3	丘 匹		$\vec{=}$	_			+			+	九	八	七	六	五	四	三
変更日	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	地	変更後の店舗所在	地写真の広舎戸花	髪更介り写甫斤宝設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名			縦覧時間		7 P	縦覧期間	縦覧場所	届出日	変更日	所変更後の設置者住	所変更前の設置者住	設置者住所	設置者名
令和三年四月二十三日ほか	株式会社ほか四十二名スターバックスコーヒージャパン	未定		渋谷区道玄坂一丁目二番三号	没名区近区サーフト十二番に対	渋谷区道玄坂一丁目十二番ほか	東急不動産株式会社	渋谷区道玄坂一丁目二番三号	渋谷フクラス		時までを除く。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2三十分か	第十号)に定める休日を除く。	関するを列(文文元手更互称を列 日まで。ただし、東京都の休日に	令和四年二月一日から同年六月一	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年十二月二十四日	令和三年十一月二十二日	千代田区丸の内一丁目三番三号	中央区八重洲一丁目二番一号	千代田区丸の内一丁目三番三号	みずほ信託銀行株式会社
	+		十		九	二八	七	六		<u>F</u> i.	四	Ξ	= =		_		十三		+		+	十
	縦覧時間		縦覧期間		総覧場所	居 出日	変更日	代表者名変更後の設置者の	代表者名	変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地		店舗名		縦覧時間		彩 覧 期 間	É	縦覧場所	届出日
時までを除く。 時までを除く。	トにで、 はずし、 15日 へのこを一 午前九時三十分から午後四時三十	第十号)に定める休日を除く。関する条例(平成元年東京都条例日まで、たたし、東京都の休日に	令和四年二月一日から同年六月一	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	令和三年十月一日	小林昭次		安達 勝	新宿区西新宿六丁目八番一号	ングス 株式会社 新都市 ライフホールティ	品川区八潮五丁目五番三号		八潮ショッピングセンター パト		かたご。 こぎ 、 三三 、 p 三 を一 午前九時三十分から午後四時三十	第十号)に定める休日を除く。	関する条例(平成元年東京都条例日まで。ただし、東京都の休日に令和四年二月一日から同年六月一		辰興课(新首区西新音二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年十二月二十四日

7 令和	4年2	月1日	日(火	曜日)		東	京	都	公	報						(第	17508	号)
十六	十 五	十 四	十三	+ =	+	+		九		八	七	六	五	四	三	$\vec{-}$	_	
縦覧場所			者の代表者名	者の代表者名変更前の小売業	者の住所変更後の小売業	の住所の小売業者		業者の氏名又は名変更を行った小売	の氏名又は名称	変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	代表者名変更後の設置者の	代表者名変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	
一号) 一号) 東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年一月十一日	令和三年十月一日ほか	ほか 良多(株式会社マルエツ)	か 真(株式会社マルエツ)ほ	UCHI) 目三十七番四号(株式会社KIK神奈川県川崎市宮前区西野川三丁	IKUCHI) 百六十六番地二十一(株式会社K 神奈川県川崎市宮前区野川二千二		株式会社マルエツほか二名		株式会社マルエツほか七名	株式会社マルエツほか九名	小林昭次	安達勝	新宿区西新宿六丁目八番一号	ングス株式会社新都市ライフホールディ	江戸川区清新町一丁目三番六号	センター	
田 不				10	ル以下となる日	二 設置者名	店舗名 池袋ビル	古	令和四年二月一日	\$.	があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六	ついて 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に		-	十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十一	第十号)に定める休日を除く。 関する条例(平成元年東京都条例)....................................	十七 縦覧期間 令和四年二月一日から同年六月一

_	(第17508号)	東	京	都	公	報	令和4年2月1日	(火曜日)	8
光 11 素 東 東									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163									
三									
五									
三新 京									
- -									
一 目									
一八一番									
£ =									
ララ都									
野便番号 163−8001									
定 価									
一本									
箇 号									
郵									
医 八 科									
を六二									
型 東 咲									
电 泉 勝									
→ 都 美 									
三喜印									
三台刷									
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解100円 一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 倭一の一本号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001									
告 早 式									
〇三 — —									
代号社									
一ク 11									
113-0001									
FSC ミックス 紙 FSC* C006270									
ミックス									
FSC* C006270									